

2. 研究会「中世盛期における領邦君主の文書と文書局」

日程：2009年7月12日（日）10時から

場所：九州大学文学部西洋史学研究室

テーマ「中世盛期における領邦君主の文書と文書局」

報告：

大浜聖香子「12-13世紀ポンテュー伯の文書と文書局 ―伯の統治に関して―」

青山由美子「11-12世紀フランドル伯証書の伝来状況」

「中世盛期における領邦君主の文書と文書局」を共通テーマに、研究報告会を開催した。文書研究は、王、皇帝、教皇を主たる対象として長い研究の蓄積を誇るが、西欧中世の政治構造においては、領邦君主の存在も重要である。今回は、領邦統治との関連へも関心を広げ、歴史学研究と文書学研究との有機的な連関をめざす報告が、若い世代に属する研究者から準備された。

西洋中世における領邦研究といえば、かつては、国家の成功物語りの文脈でもっぱら語られていたといえよう。近代国家の枠組みはむしろ領邦で整備されたドイツはもちろんだが、領邦は王権国家の集権化に対する阻害要因とみなされた王権中心のフランスにおいても、研究の主眼は、上からの統合の過程（あるいは、その限界）にあったといえる。この際、19世紀に国家行政史と密接な関係をとった文書論、とりわけ文書局研究は、国家権力の合理化や機能をはかる重要な要因との観点から研究が行われた。たとえばフランス王権に関しては、基礎的な研究は20世紀半ばまでにやり尽くされていたのである。これに対して、1970年代以降、関心の変容が生じ、発展段階よりも構造論、建前よりも実質的な機能や運用、統合過程よりも微細な権力や社会関係のもたれ合いの構図などが問題の中心とされるに至った。そこでは、政治社会と合意形成、その背景となる人間関係と諸制度、政治文化やプロパガンダ、理念と思想（政治思想、「個人」、世俗化された宇宙・世界論など）などのテーマが好んで研究の対象とされてきたのである。文書論、文書局研究についても、近年、新しい観点からの研究が登場し始めている。

フランス学界においても、とりわけ中世末期を対象として、領邦を王権や都市、地域、役人や「エリート」などとの多様な関係のなかで再考する動きが主流となっている。とりわけ興味深いのは、これらの新しく定義された上級権力の「統治」の意味と機能を検討する重要な要素として、文書実践それ自体を再考する動きがあることである。この際、スタッフの社会史をはじめとする一般歴史学との接合はもちろんだが、文書史料の類型、生成、機能、伝来等に関して、これらの諸現象自体を歴史情報として積極的に読み取ろうとする近年の史料論の動向が、深く影響を及ぼしている点も無視出来ない。

今回の研究会では、強大な王権、領邦国家が登場する過程の中世盛期における、領邦君主の文書と文書発給、伝来について、本格的な実証研究が提示された。大浜報告は、フランス王権、フランドル伯、ノルマンディ侯のはざまにあって、強力な領邦権力が形成されなかったピカルディ地方の一領主を、あえて「中規模領邦君主」とみなした上で、その文書発給の検討から、王権モデルへの接近願望と実態を析出する。青山報告は、膨大な先行研究を誇るフランドル伯を対象として、その

文書伝来を同時代から現代に至るまで本格的に再検討しながら、伯文書の発給と受益の実態へアプローチする。いずれも、オリジナルな実証研究であり、世界の学界への貢献は大きい。

ここでは、報告者のお二人によって、本報告書のためにあらためて書き下ろされた原稿を掲載した。さらに、同時期のブリテン諸島の王文書を系統的に検討している研究者から、ご自身の検討結果を交えながらのコメントを、今回あらたにご寄稿いただいた。